

## 設計(変更)審査申請書(マンション)

公庫の定める建設基準、融資条件、手続き等を了承し、下記のとおり設計(変更)審査を申請します。

受託地方公共団体等 殿

申請者等		設計審査申請日	令和	年	月	日	
1. 建物建設事業主 (売主)	公庫 事業者番号	<input type="text"/>	名称	<input type="text"/>			印
	連絡先	〒 <input type="text"/>	電話	<input type="text"/>			
2. 建設の場所 (地名地番)							
3. 建物又は団地 の名称等							

設計変更の内容又は連絡事項

--------------

申請住宅及びその規模に関する事項

1. 設計者	氏名又は 名称	<input type="text"/>								
	連絡先	電話	携帯 <input type="text"/>							
2. 工事施工(予定)者	氏名又は 名称	<input type="text"/>								
	連絡先	電話	携帯 <input type="text"/>							
3. 工期	着工予定日	令和	年	月	日	竣工予定日	令和	年	月	日
4. 地域及び地区	都市計画区域	1. 市街化区域	2. 市街化調整区域	3. 未指定	4. 区域外					
	防火地域	1. 防火	2. 準防火	3. 未指定						
	用途地域	1. 第1種低住専	2. 第2種低住専	3. 第1種中高住専	4. 第2種中高住専					
		5. 第1種住居	6. 第2種住居	7. 準住居	8. 近隣商業					
	9. 商業	10. 準工業	11. 工業	12. 未指定						
高度地区	1. 第 種高度地区	2. 左記以外	その他の地域及び地区							
5. 性能表示制度の有無	有	無								
6. 棟数	棟数	<input type="text"/>	棟							
7. 階数	地上	<input type="text"/>	階	地下	<input type="text"/>	階				
8. 戸数	申請内	<input type="text"/>	戸	申請外	<input type="text"/>	戸				
	合計		<input type="text"/>	戸						
9. 敷地面積	<input type="text"/>		㎡							
10. 住宅の種類	1. 共同住宅		□ 1. 共同住宅							
11. 構造	1. 準耐火(一般)		2. 準耐火(高性能)		□ 1. 準耐火(一般) □ 2. 準耐火(高性能)					
	3. 耐火(一般)		4. 性能耐火(耐久性有)		□ 3. 耐火(一般) □ 4. 性能耐火(耐久性有)					
12. 建物の 延べ面積	住宅部分	専有部分	①	<input type="text"/>	㎡					
		延べ面積	②	<input type="text"/>	㎡					
	非住宅 (併存)部分	延べ面積	<input type="text"/>	㎡						
※地方公共団体等審査欄										
□ ① 地上階数が5以上										
□ ② 地上階数が3又は4 (用途地域が、第1種低層住専、第2種低層住専又は高度地区に該当)										
□ ③ ②以外に建設され、日影規制等によるもので地上階数が3又は4 (公庫本店より交付された申請建物の「マンション事実確認書」の写しの添付)										
□ ① ≥ 800㎡										
□ ② ≥ 1,000㎡以上										

※地方公共団体等記入欄

受託地方公共団体等受付欄	整理簿記入照合欄	判定欄	審査員氏名	備考欄
		合格番号年月日 令和 年 月 日 第 号		

# 設計(変更)審査判定通知書(マンション)

かねて申請されていた下記の設計(変更)審査は、審査の結果、以下の内容で合格と判定したので通知します。

※受託地方公共団体等名及び責任者職名	(印)
--------------------	-----

※合格年月日 令和 年 月 日

※合格番号 第 号

申請者等		設計審査申請日		令和 年 月 日
1. 建物建設事業主 (売主)	公庫 事業者番号	<input type="text"/>	名称	(印)
	連絡先	〒 [ <input type="text"/> ]	電話	<input type="text"/>
2. 建設の場所 (地名地番)				
3. 建物又は団地の名称等				

設計変更の内容又は連絡事項

### 申請住宅及びその規模に関する事項

1. 設計者	氏名又は 名 称	<input type="text"/>	連絡先	電話	<input type="text"/>	携帯	<input type="text"/>		
2. 工事施工(予定)者	氏名又は 名 称	<input type="text"/>	連絡先	電話	<input type="text"/>	携帯	<input type="text"/>		
3. 工期	着工予定日	令和 年 月 日	竣工予定日	令和 年 月 日					
4. 地域及び地区	都市計画区域	1. 市街化区域	<input type="text"/>	2. 市街化調整区域	<input type="text"/>	3. 未指定	<input type="text"/>		
	防火地域	1. 防火	<input type="text"/>	2. 準防火	<input type="text"/>	3. 未指定			
	用途地域	1. 第1種低住専	<input type="text"/>	2. 第2種低住専	<input type="text"/>	3. 第1種中高住専	<input type="text"/>	4. 第2種中高住専	
		5. 第1種住居	<input type="text"/>	6. 第2種住居	<input type="text"/>	7. 準住居	<input type="text"/>	8. 近隣商業	
	9. 商業	<input type="text"/>	10. 準工業	<input type="text"/>	11. 工業	<input type="text"/>	12. 未指定		
	高度地区	1. 第 種高度地区	<input type="text"/>	2. 左記以外	<input type="text"/>	その他の地域及び地区			
5. 性能表示制度の有無	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	※地方公共団体等審査欄				
6. 棟数	棟数	<input type="text"/>	棟						
7. 階数	地上	<input type="text"/>	階	地下				<input type="text"/>	階
8. 戸数	申請内	<input type="text"/>	戸	申請外				<input type="text"/>	戸
	合 計		<input type="text"/>	戸					
9. 敷地面積	<input type="text"/>		m <sup>2</sup>		<input type="checkbox"/> ① 地上階数が5以上 <input type="checkbox"/> ② 地上階数が3又は4 (用途地域が、第1種低層住専、第2種低層住専又は高度地区に該当) <input type="checkbox"/> ③ ②以外に建設され、日影規制等によるもので地上階数が3又は4 (公庫本店より交付された申請建物の「マンション事実確認書」の写しの添付)				
10. 住宅の種類	1. 共同住宅		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 1. 共同住宅				
11. 構造	1. 準耐火(一般)		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 1. 準耐火(一般) <input type="checkbox"/> 2. 準耐火(高性能)				
	3. 耐火(一般)		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 3. 耐火(一般) <input type="checkbox"/> 4. 性能耐火(耐久性有)				
12. 建物の延べ面積	住宅部分	専有部分	①	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> ① ≥800m <sup>2</sup>				
		延べ面積	②	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> ② ≥1,000m <sup>2</sup> 以上				
	非住宅(併存)部分	延べ面積	<input type="text"/>	m <sup>2</sup>					

### 《住戸タイプ別床面積表》

住戸タイプ名	間取り	住戸番号						住宅専有面積 (a) m <sup>2</sup>	非住宅面積 (併用部分) (財形資金の場合のみ) m <sup>2</sup>	戸数 (b) 戸	計 (a) × (b) m <sup>2</sup>	区分		備考
		101	102	103	104	201	202					303	304	
(記入例) 001	3LDK	101	102	103	104	201	202	80.00	80.00	12	960.00	○	○	なし
001								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
002								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
003								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
004								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
005								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
006								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
007								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
008								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
009								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
010								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
011								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
012								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
013								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
014								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			
015								m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>			

**〔注意事項〕**

- この書式は、設計(変更)審査申請書(マンション)及び設計(変更)審査判定通知書(マンション)に各一部添付してください。
- 申請者は、太線内の数値等を記入してください。
- 対象外戸数を含め、全住戸について記入してください。
- 面積は、小数点第3位を切捨し、第2位まで記入してください。
- 区分欄は、非住宅面積(併用部分)がある場合又は住宅専有面積(a)が40㎡未満の住宅の場合は「対象外」欄に、住宅専有面積(a)が40㎡以上50㎡未満の住宅の場合は「その他」の口欄に○印を付してください。50㎡以上の住宅の場合は、チェック口は不要です。
- 同一住戸タイプの住宅数(住宅番号)が20を超える場合は、別の住戸タイプ名欄を使用してください。
- 住戸タイプ名(001~015---)は、適格認定申請書にも記入する固定の番号です。住戸タイプ数が15を超える場合は、本表を複写し、住戸タイプを016、017---と修正のうえ使用してください。

専有面積合計	戸	①	m <sup>2</sup>
		① × 1.31 (地上階数6以上)	② 延べ面積
		① × 1.13 (地上階数5以下)	
		① = 住宅の共用部分	
			= m <sup>2</sup>

次のとおり、公庫の定める技術基準に適合する工事(長期耐用住宅・長寿社会対応住宅)を実施します。

令和 年 月 日 [申請者]

団地名 \_\_\_\_\_

シート1 (長期耐用住宅基準(共同住宅))

項目	基準の内容																																								
1. 床スラブ	<p>戸境床は次のア～ウのいずれかに該当すること</p> <p>ア RC造の均質単板スラブにあつては厚さ17cm以上であること</p> <p>イ RC造のボイドスラブにあつては次の式により求めた等価厚さ <math>h_1</math> が22cm以上であること</p> $h_1 = (2m \cdot \Sigma(E_i \cdot I_i) \times 10^{-13})^{1/4}$ <p><math>m</math> …床構造の面密度 (kg/m<sup>2</sup>)</p> <p><math>E_i</math> …床構造に仕様される各部位(ただし剛に接合される複数の部位については一つの部位とみなす)のヤング係数(N/m<sup>2</sup>)</p> <p><math>I_i</math> …床構造に仕様される各部位の幅1mあたりの断面2次モーメント (m<sup>4</sup>/m)</p> <p>ウ 重量床衝撃音レベルが一定の水準になるよう対策を講じていること</p>																																								
2. 鉄筋コンクリート造の場合	<p>構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする住宅にあつては、次の①から③の全てに適合していること。</p> <p>① セメントの種類がポルトランドセメント、フライアッシュセメント又高炉セメント(いずれもJIS規格による。)であること。ただし、②及び③の適用においては、フライアッシュセメントの場合には混合物を除いた部分を、高炉セメントの場合には混合物の3/10を除いた部分をその重量として用いる。</p> <p>② かぶり厚さは、各部位及び水セメント比毎に次の表に定める数値以上とすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">部 位</th> <th rowspan="2">(い)</th> <th colspan="2">(ろ)</th> </tr> <tr> <th>(ろ1)</th> <th>(ろ2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td colspan="2">最小かぶり厚さ</td> </tr> <tr> <td>水セメント比</td> <td>水セメント比</td> </tr> <tr> <td>55%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">直接土に接しない部分</td> <td rowspan="2">耐力壁以外の壁、床、屋根</td> <td>屋 内</td> <td>2 cm</td> <td>3 cm</td> </tr> <tr> <td>屋 外</td> <td>3 cm</td> <td>4 cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐力壁、柱、梁</td> <td>屋 内</td> <td>3 cm</td> <td>4 cm</td> </tr> <tr> <td>屋 外</td> <td>4 cm</td> <td>5 cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接土に接する部分</td> <td colspan="2">壁、柱、梁、床、基礎の立ち上がり</td> <td>4 cm</td> <td>5 cm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基礎(立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く)</td> <td>6 cm</td> <td>7 cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>この表において、外壁又は屋根の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り又は外断熱工法による仕上げが施されている場合については、屋外側に限り、(ろ1)及び(ろ2)欄の最小かぶり厚さを1cm減じることができる。</p> <p>③ コンクリートの品質等は、次のアからウ全てに適合すること。</p> <p>ア コンクリート強度が33N/mm<sup>2</sup>未満の場合にあつてはスランプ18cm以下、33N/mm<sup>2</sup>以上の場合にあつては21cm以下であること。ただし、これらと同等の材料分離抵抗が認められるものにあつては、この限りではない。</p> <p>イ コンクリート中の単位水量が185kg/m<sup>3</sup>以下であること。</p> <p>ウ 日最低気温の平滑年値の年間極値が0℃を下回る地域にあつては、コンクリート中の空気量が4%から6%までであること。</p>	部 位		(い)	(ろ)		(ろ1)	(ろ2)				最小かぶり厚さ		水セメント比	水セメント比	55%以下	60%以下	直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁、床、屋根	屋 内	2 cm	3 cm	屋 外	3 cm	4 cm	耐力壁、柱、梁	屋 内	3 cm	4 cm	屋 外	4 cm	5 cm	直接土に接する部分	壁、柱、梁、床、基礎の立ち上がり		4 cm	5 cm	基礎(立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く)		6 cm	7 cm
部 位					(い)	(ろ)																																			
		(ろ1)	(ろ2)																																						
			最小かぶり厚さ																																						
			水セメント比	水セメント比																																					
			55%以下	60%以下																																					
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁、床、屋根	屋 内	2 cm	3 cm																																					
		屋 外	3 cm	4 cm																																					
	耐力壁、柱、梁	屋 内	3 cm	4 cm																																					
		屋 外	4 cm	5 cm																																					
直接土に接する部分	壁、柱、梁、床、基礎の立ち上がり		4 cm	5 cm																																					
	基礎(立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く)		6 cm	7 cm																																					
3. 鉄筋コンクリート造以外の場合	<p>構造耐力上必要な部分を鉄筋コンクリート造以外及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外とする住宅にあつては、別紙(公庫融資住宅基準集を参照して申請者が作成し、これを本書式に添付すること。)の基準に適合していること。</p>																																								
4. 換 気	<p>浴室及び窓のない便所、その他湿気の滞留するおそれのある部分には、給気口及び排気機、その他有効な換気設備を設けていること。</p>																																								
5. 断熱構造工事(鉄筋コンクリート造の場合)	<p>住宅の屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合に限り。)又はその直下の天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じている場合)に、次の①から③までのいずれかの方法による断熱工事を施す。</p> <p>① [表-1]に示す厚さ以上の断熱材を充填すること。</p> <p>② 屋根又は天井の熱貫流率[単位: W/(m<sup>2</sup>・K)]を計算により求め、「1.41」以下とすること。</p> <p>③ 屋根又は天井の熱抵抗の値[単位: m<sup>2</sup>・K/W]を計算により求め、「0.5」以上とすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>[表-1] 沖縄県の地域(8)における断熱材の厚さと熱抵抗値(省エネ一般型)                  &lt;記号別断熱材の種類については、次頁に掲載&gt;</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 位</th> <th rowspan="2">断熱材の熱抵抗の基準値(m<sup>2</sup>・K/W)</th> <th colspan="6">断熱材(上段は材質、下段は熱伝導率)の厚さ(単位:mm)</th> </tr> <tr> <th>A-1</th> <th>A-2</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根又は天井</td> <td>0.5</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	部 位	断熱材の熱抵抗の基準値(m <sup>2</sup> ・K/W)	断熱材(上段は材質、下段は熱伝導率)の厚さ(単位:mm)						A-1	A-2	B	C	D	E	F	屋根又は天井	0.5	30	25	25	20	20	15	15																
部 位	断熱材の熱抵抗の基準値(m <sup>2</sup> ・K/W)			断熱材(上段は材質、下段は熱伝導率)の厚さ(単位:mm)																																					
		A-1	A-2	B	C	D	E	F																																	
屋根又は天井	0.5	30	25	25	20	20	15	15																																	

[表-1]

記号別の断熱材の種類 (JIS A 9521:2014改正前に基づく場合)

(λ : 熱伝導率 [W/(m・K)])

区分	熱伝導率 λ	断熱材の種類	区分	熱伝導率 λ	断熱材の種類
A-1	0.052 ～ 0.051	・吹込み用グラスウールGW-1、GW-2(施工密度13K、18K)	C	0.040 ～ 0.035	・A種ポリスチレンフォーム保温板2種
		・シーリングボード(9mm)			・吹込み用セルローズファイバー25K、45K、55K
	・A級インシュレーションボード(9mm)	・A種フェノールフォーム保温板2種1号、3種1号、3種2号			
	・タタミボード(15mm)	・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3			
A-2	0.050～ 0.046	・住宅用グラスウール10K相当	D	0.034 ～ 0.029	・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号
		・吹込み用ロックウール25K相当			・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種
B	0.045～ 0.041	・住宅用グラスウール16K相当、20K相当			・A種フェノールフォーム保温板2種2号
		・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号			・A種硬質ウレタンフォーム保温板1種
		・A種ポリスチレンフォーム保温板1種1号、2号	・A種ポリスチレンフォーム保温板3種		
C	0.040 ～ 0.035	・住宅用グラスウール24K相当、32K相当	E	0.028 ～ 0.023	・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1、A種2
		・高性能グラスウール16K、24K、32K相当			・高性能グラスウール40K相当、48K相当
		・吹込み用グラスウール30K、35K相当			・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種
		・住宅用ロックウール(マット、フェルト、ボード)			・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号、2号、3号、4号
		・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1～3号			・A種フェノールフォーム保温板2種3号
		・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種	F	0.022以下	・A種フェノールフォーム保温板1種1号、2号

※ 記号別断熱材の種類は、次の「環境共生住宅基準 (省エネルギータイプに係る基準)」において同じ。

記号別の断熱材の種類 (JIS A 9521:2014改正後に基づく場合)

(λ : 熱伝導率 [W/(m・K)])

区分	熱伝導率 λ	断熱材の種類	区分	熱伝導率 λ	断熱材の種類
A-1	0.052 ～ 0.051	・吹込み用グラスウール13K相当、18K相当	D	0.034 ～ 0.029	・グラスウール断熱材80K(80-33)、96K(96-33)
		・インシュレーションファイバー断熱材ファイバーボード、建材畳床(Ⅲ形)			・高性能グラスウール断熱材20K(HG20-34、24K(HG24-34、HG24-33)、28K(HG28-34、HG28-33)、32K(HG32-34、HG32-33)、36K(HG36-34、HG36-33、HG36-32、HG36-31)、38K(HG38-34、HG38-33、HG38-32、HG38-31)、40K(HG40-34、HG40-33、HG40-32)、48K(HG48-33、HG48-32、HG48-31)
A-2	0.050～ 0.046	・グラスウール断熱材10K(10-50、10-49、10-48、高性能グラスウール断熱材10K(HG10-47、HG10-46)、吹込み用ロックウール25K相当、建材畳床(K、N形)			・ロックウール断熱材(HC)、ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材1号
		・グラスウール断熱材12K(12-45、12-44)、16K(16-45、16-44)、20K(20-42、20-41)			・押出法ポリスチレンフォーム断熱材2種(b(A、B、C))
B	0.045～ 0.041	・高性能グラスウール断熱材10K(HG10-44、HG10-43)、12K(HG12-43、HG12-42、HG12-41)	E	0.028 ～ 0.023	・フェノールフォーム断熱材2種2号(AⅠ、AⅡ)、硬質ウレタンフォーム断熱材1種1号
		・ロックウール断熱材(LA、LB、LC)、ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材4号			・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1
		・グラスウール断熱材20K(20-40)、24K(24-38)、32K(32-36)、40K(40-36)、48k(48-35)、64K(64-35)			・押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種a(A、B、C)、b(A、B、C)
C	0.040 ～ 0.035	・高性能グラスウール断熱材14K(HG14-38、HG14-37)、16K(HG16-38、HG16-37、HG16-36)、20K(HG20-38、HG20-37、HG20-36、HG20-35)、24K(HG24-36、HG24-35)、28K(HG28-35)、32K(HG32-35)	F	0.022 以下	・硬質ウレタンフォーム断熱材1種2号、3号
		・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット)			・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号A
		・吸いこみ用グラスウール30K相当、35K相当			・硬質ウレタンフォーム断熱材2種2号A、B
		・ロックウール断熱材(LD、MA、MB、MC、HA、HB)			・硬質ウレタンフォーム断熱材2種3号、4号
		・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材2号、3号			・フェノールフォーム断熱材2種3号(AⅠ、AⅡ)
		・押出法ポリスチレンフォーム断熱材1種(b(A、B、C))			・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1H
		・吹込み用セルローズファイバー25K相当、45K相当、55K相当			・押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種(a((D)、b(D)))
		・フェノールフォーム断熱材2種1号(AⅠ、AⅡ)、3種1号(AⅠ、AⅡ)			・フェノールフォーム断熱材1種1号(AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ、DⅠ、DⅡ、EⅠ、EⅡ)
		・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3			2号(AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ、DⅠ、DⅡ、EⅠ、EⅡ)
		・吸いこみ用ロックウール65K相当			3号(AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ、DⅠ、DⅡ、EⅠ、EⅡ)
	・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号B、C、D、E				
	・硬質ウレタンフォーム断熱材2種2号C、D、E、F				

シート2 (長寿社会対応住宅基準(共同住宅))

項 目	基 準 の 内 容
1. 床の構造	<p>1 住宅内の床のうちアからウに掲げる部分相互間をつなぐ廊下の部分は、段差のない構造(5mm以下の段差)とすること。</p> <p>ア 高齢者等の寝室のある階の全ての居室(食事室が同一階にない場合は食事室(2以上ある場合は、高齢者等が主に使用するものに限ることができる。))を含む。以下同じ。)</p> <p>イ 便所、浴室(出入口を除く)、洗面所及び脱衣室(2以上ある場合は、高齢者等が主に使用するものに限ることができる。以下同じ。)、玄関(土間の部分を除く)</p> <p>ウ 高齢者等の寝室のある階が1階以外の階に存するバルコニー(出入口を除く)</p> <p>2 上記にかかわらず、高齢者等の基本的な日常生活における移動経路上にない居室の部分のうち、次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床との間は、30cm以上45cm以下の段差を設けることができる。</p> <p>ア 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。</p> <p>イ 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積1/2)未満であること。</p> <p>ウ 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。</p> <p>エ 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の幅を含む。)が1,500mm以上であること。</p> <p>オ その他の部分の床より高い位置にあること。</p>
2. 廊下の幅	<p>次の各部分をつなぐ廊下の幅は、内法で78cm(柱の存する部分は75cm)以上であること。ただし、廊下の幅の測定にあたっては、床幅木、廻り縁、コーナー保護材等その他これらに類する仕上げ材についてはないものとみなす。</p> <p>ア 高齢者等の寝室のある階の全居室</p> <p>イ 便所、浴室(出入口を除く)、洗面所、脱衣室、玄関(土間の部分を除く)</p> <p>ウ 高齢者等の寝室のある階が1階以外の階に存するバルコニー(出入口を除く)</p>
3. 居室の出入口	<p>高齢者等の寝室のある階の全ての居室の出入口の幅は内法で75cm以上とし、浴室(2以上ある場合は、高齢者が主として使用するものに限ることができる。以下同じ。)の出入口の幅は内法を60cm以上であること。</p>
4. 浴室	<p>浴室の短辺は内法で120cm以上とし、その有効面積は1.8㎡以上であること。</p>
5. 手すり	<p>住宅内の階段には手すりを設けていること。</p>
6. 住宅の階段	<p>住宅内の階段(2以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものとする)の各部の寸法は、次の各式に適合すること。ただし、ホームエレベーターの設置により、昇降可能となる部分については、この限りでない。</p> <p><math>T \geq 19.5\text{cm}</math>      <math>R/T \leq 22\text{cm}/21\text{cm}</math>      <math>55\text{cm} \leq T + 2R \leq 65\text{cm}</math></p>

《長期耐用住宅》

《環境共生住宅》

分譲住宅・共同住宅仕様シート

令和

年度

次のとおり、公庫の定める技術基準に適合する工事(長期耐用住宅・環境共生住宅)を実施します。

令和 年 月 日

[申請者]

団地名 \_\_\_\_\_

シート1 (長期耐用住宅基準(共同住宅))

項目	基準の内容																																																		
1. 床スラブ	<p>戸境床は次のア～ウのいずれかに該当すること</p> <p>ア RC造の均質単板スラブにあっては厚さ17cm以上であること</p> <p>イ RC造のボイドスラブにあっては次の式により求めた等価厚さ <math>h_1</math> が22cm以上であること</p> $h_1 = (2m \cdot \sum (E_i \cdot I_i) \times 10^{-10})^{1/4}$ <p><math>m</math> …床構造の面密度 (kg/m<sup>2</sup>)</p> <p><math>E_i</math> …床構造に仕様される各部位(ただし剛に接合される複数の部位については一つの部位とみなす)のヤング係数(N/m<sup>2</sup>)</p> <p><math>I_i</math> …床構造に仕様される各部位の幅1mあたりの断面2次モーメント (m<sup>4</sup>/m)</p> <p>ウ 重量床衝撃音レベルが一定の水準になるよう対策を講じていること</p>																																																		
2. 鉄筋コンクリート造の場合	<p>構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする住宅にあっては、次の①から③の全てに適合していること。</p> <p>① セメントの種類がポルトランドセメント、フライアッシュセメント又高炉セメント(いずれもJIS規格による。)であること。ただし、②及び③の適用においては、フライアッシュセメントの場合には混合物を除いた部分を、高炉セメントの場合には混合物の3/10を除いた部分をその重量として用いる。□</p> <p>② かぶり厚さは、各部位及び水セメント比毎に次の表に定める数値以上とすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">(い)</th> <th colspan="2">(ろ1)</th> <th colspan="2">(ろ2)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">最小かぶり厚さ</th> </tr> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">部 位</th> <th colspan="2">水セメント比</th> <th colspan="2">水セメント比</th> </tr> <tr> <th colspan="2">55%以下</th> <th colspan="2">60%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">直接土に接しない部分</td> <td rowspan="2">耐力壁以外の壁、床、屋根</td> <td>屋 内</td> <td>2 cm</td> <td>3 cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋 外</td> <td>3 cm</td> <td>4 cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐力壁、柱、梁</td> <td>屋 内</td> <td>3 cm</td> <td>4 cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋 外</td> <td>4 cm</td> <td>5 cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接土に接する部分</td> <td colspan="2">壁、柱、梁、床、基礎の立ち上がり</td> <td>4 cm</td> <td>5 cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">基礎(立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く)</td> <td>6 cm</td> <td>7 cm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この表において、外壁又は屋根の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り又は外断熱工法による仕上げが施されている場合については、屋外側に限り、(ろ1)及び(ろ2)欄の最小かぶり厚さを1cm減じることができる。</p> <p>③ コンクリートの品質等は、次のアからウ全てに適合すること。</p> <p>ア コンクリート強度が33N/mm<sup>2</sup>未満の場合にあってはスランプ18cm以下、33N/mm<sup>2</sup>以上の場合にあっては21cm以下であること。ただし、これらと同等の材料分離抵抗が認められるものにあっては、この限りではない。</p> <p>イ コンクリート中の単位水量が185kg/m<sup>3</sup>以下であること。</p> <p>ウ 日最低気温の平滑平年値の年間極地が0℃を下回る地域にあっては、コンクリート中の空気量が4%から6%までであること。</p>	(い)		(ろ1)		(ろ2)		最小かぶり厚さ				部 位		水セメント比		水セメント比		55%以下		60%以下		直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁、床、屋根	屋 内	2 cm	3 cm		屋 外	3 cm	4 cm		耐力壁、柱、梁	屋 内	3 cm	4 cm		屋 外	4 cm	5 cm		直接土に接する部分	壁、柱、梁、床、基礎の立ち上がり		4 cm	5 cm		基礎(立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く)		6 cm	7 cm	
(い)				(ろ1)		(ろ2)																																													
		最小かぶり厚さ																																																	
部 位		水セメント比		水セメント比																																															
		55%以下		60%以下																																															
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁、床、屋根	屋 内	2 cm	3 cm																																															
		屋 外	3 cm	4 cm																																															
	耐力壁、柱、梁	屋 内	3 cm	4 cm																																															
		屋 外	4 cm	5 cm																																															
直接土に接する部分	壁、柱、梁、床、基礎の立ち上がり		4 cm	5 cm																																															
	基礎(立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く)		6 cm	7 cm																																															
3. 鉄筋コンクリート造以外の場合	<p>構造耐力上必要な部分を鉄筋コンクリート造以外及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外とする住宅にあっては、別紙(公庫融資住宅基準集を参照して申請者が作成し、これを本書式に添付すること。)の基準に適合していること。</p>																																																		
4. 換 気	<p>浴室及び窓のない便所、その他湿気の滞留するおそれのある部分には、給気口及び排気機、その他有効な換気設備を設けていること。</p>																																																		

シート 2 (環境共生住宅基準(共同住宅))

1. 断熱構造  
工事(鉄筋  
コンクリ  
ート造の場合)

住宅の屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合に限る。)又はその直下の天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じている場合)に、次の①から⑤までのいずれかの方法により基準を満たすこと。

- ① 屋根又は天井の熱抵抗の値〔単位： $m^2 \cdot K/W$ 〕を計算により求め、〔表-1〕以上の数値とすること。  
※ただし、適用にあたっては、開口部比率等の前提条件あり。
- ② 屋根又は天井の熱貫流率〔単位： $W/(m^2 \cdot K)$ 〕を計算により求め、〔表-2〕の数値以下とすること。  
※ただし書きは①に同じ。
- ③ 冷房期の平均日射熱取得率を計算により求め、〔表-3〕の数値以下とすること。
- ④ 設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。
- ⑤ 建築物省エネ法に基づき、所管行政庁から建築物エネルギー性能向上計画が認定された住宅、または、基準適合建築物に認定された住宅。

〔表 - 1〕 熱抵抗の基準値R〔単位： $U=m^2 \cdot K/W$ 〕

単位住戸の種類		部 位	断熱材の施工法	断熱材の熱抵抗の基準値 ( $m^2 \cdot K/W$ )
(1)	鉄筋コンクリート造等の 単位住戸	屋根又は天井	内断熱工法	0.62
			外断熱工法	0.57
(2)	木造の単位住戸	屋 根	充填断熱工法	0.96
		天 井		0.78
(3)	枠組壁工法の単位住戸	屋 根	充填断熱工法	0.96
		天 井		0.89
(4)	木造、枠組壁工法又は 鉄骨造の単位住戸	屋根又は天井	外張断熱工法 又は内張断熱 工法	0.78

※上記(4)以外の工法による鉄骨造の場合、熱抵抗値基準の適用はなし。

〔表 - 2〕 熱貫流率の基準値U〔単位： $U=W/m^2 \cdot K$ 〕

住宅の種類		部 位	熱貫流率
(1)	鉄筋コンクリート造等の単位住戸	内断熱工法	1.18
		外断熱工法	1.26
(2)	その他の単位住戸	屋根又は天井	0.99

〔表 - 3〕 冷房期の平均日射熱取得率  $\eta_{AC}$ 〔単位：なし〕

6.7
-----